

## 赤穂市新婚世帯家賃助成事業実施要綱

平成25年3月26日

訓令甲第17号

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し、家賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、若者世代の市外流出に歯止めをかけるとともに、市内外の新婚世帯の本市への定住を促進することにより、定住人口の確保と世代間の人口構成バランスを図り、まちのにぎわいと市内経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 初年度の申請日現在において、夫婦（再婚を含む。以下同じ。）の婚姻の届出の日から1年以内の世帯をいう。
- (2) 賃貸住宅 賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結して、自己の居住に供する住宅をいう。
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料（共益費及び管理費を含む。）の月額をいう。ただし、駐車場使用料等の住居以外の費用を含む場合は、当該住居以外に係る費用を除いた額とする。
- (4) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関するすべての手当て等の月額をいう。
- (5) 実質家賃負担額 家賃から住宅手当を控除した額をいう。
- (6) 入居 夫婦ともに賃貸住宅に現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (7) 定住 永く住むことを前提として本市の住民基本台帳に記載され、かつ、その生活基盤が専ら市内にあることをいう。
- (8) 市税 市・県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税のことをいう。

### (対象世帯)

第3条 助成金の交付を受けることができる世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する世帯とする。

- (1) 初年度の助成申請日現在において、夫婦のいずれかの年齢が満40歳未満の新婚世帯であること。
- (2) 平成25年4月1日以後に婚姻した者で、市内の賃貸住宅を賃貸借契約し、かつ、現にその住所に夫婦ともに同一世帯として居住していること。
- (3) 夫婦のいずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。

- (4) 実質家賃負担額が3万円を超えていること。
- (5) 他の公的制度による家賃助成等を受けていないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと。
- (7) 家賃を滞納していないこと。
- (8) 助成申請日現在において、夫婦ともに市内に定住する意思を持って入居していること。
- (9) 過去にこの要綱に基づく助成を受けたことがない世帯であること。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額及び交付方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金は、赤穂商工会議所が発行する商品券とし、最長36か月分を助成する。
  - (2) 月額助成金額は実質家賃負担額から3万円を控除した額（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、上限額を1万円とする。
  - (3) 夫婦のいずれか一方が市外から転入した新婚世帯は、月額3千円を加算して支給する。
  - (4) 夫婦ともに市外から転入した新婚世帯は、月額6千円を加算して支給する。
  - (5) 赤穂市空き家情報バンク登録の物件を契約した場合は、月額3千円を加算して支給する。
  - (6) 月額助成金額が千円未満の場合は助成の対象外とし、加算も行わない。
  - (7) 助成金の年額は、当該年度の助成対象期間の月額助成金額の合計額とする。
  - (8) 助成金は、申請のあった当月分から当該年度の3月分までを一括して交付する。ただし、3月末日時点で資格喪失要件に該当する場合は当該事由の発生した年度から助成金の支給は行わない。なお、助成対象期間内に本市内に住宅を新築若しくは購入(中古住宅、分譲マンションを含む。)した場合は、家賃の支払を行った月分まで助成金交付の対象とする。
- 2 前項第3号及び第4号に規定する転入による加算は、平成25年4月1日以後に婚姻して本市に転入した者及び婚姻日前3か月以内に本市に転入した者に対して行う。
- 3 前項に規定する者のうち、転入前1年間に本市の住民基本台帳に記載された者は加算対象としない。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象世帯は、赤穂市新婚世帯家賃助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、事業期間内に市長に申請し、必要な審査を受けなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 入居している賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 給与所得のある夫婦及び世帯全員の住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (5) 家賃内訳証明書（様式第3号）（賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る。）
- (6) 夫婦の市税納税証明書
- (7) 誓約書（様式第4号）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、助成対象世帯1世帯当たり1件とし、複数の申請はすべて無効とする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容について審査及び必要に応じて現地調査を行い、助成金の交付が適当と認めたときは、当該年度の助成金の交付を決定し、赤穂市新婚世帯家賃助成金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により速やかに当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条に規定する要件を満たさないと認めたときは、助成金の不交付を決定し、赤穂市新婚世帯家賃助成金不交付決定通知書（様式第6号）により速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第7条 助成金の交付決定を受けた助成世帯（以下「助成世帯」という。）は、毎年3月末日までに赤穂市新婚世帯家賃助成金交付請求書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添付して家賃の支払状況等を報告するとともに、市長に対して当該助成金を請求しなければならない。ただし、市長は助成世帯の居住状況について、住民基本台帳法第12条の2の規定に基づき、市住民基本台帳で確認できるものとする。

(1) 請求年度の3月分までの家賃の支払いを証する賃貸住宅家賃支払証明書（様式第8号）又は賃貸住宅の所有者若しくは管理者が家賃の支払いを証する書類

(2) 夫婦の市税納税証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付等)

第8条 市長は、助成世帯から前条の規定により助成金の請求を受けたときは、その書類を審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該年度の助成金の交付が適当と認めたときは、当該年度中に助成世帯に交付すべき助成金の額を確定し、赤穂市新婚世帯家賃助成金交付額確定通知書（様式第9号。以下「確定通知書」という。）により、当該助成世帯に通知し、原則として5月末日までに当該年度分の助成金相当額の商品券を交付する。

(継続手続等)

第9条 2年目以後も引き続き助成金の交付を受けようとする助成世帯は、新婚世帯家賃助成金交付請求書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に毎年3月末日までに請求し、必要な審査を受けなければならない。ただし、市長は助成世帯の居住状況について、住民基本台帳法第12条の2の規定に基づき、市住民基本台帳で確認できるものとする。

(1) 請求年度の3月分までの家賃の支払いを証する賃貸住宅家賃支払証明書（様式第8号）又は賃貸住宅の所有者若しくは管理者が家賃の支払いを証する書類

(2) 給与と所得のある夫婦及び世帯員全員の住宅手当支給証明書（様式第2号）

(3) 夫婦の市税納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、引き続き助成金の交付が適当と認めるときは、当該年度の助成金の交付を決定し、年度分まとめて商品券を交付する。

3 市長は、前項の審査の結果、第3条に規定する要件を満たさないと認めるときは、助成金の不交付を決定し、赤穂市新婚世帯家賃助成金不交付決定通知書（様式第6号）により、速やかに当該請求者に通知するものとする。

(資格の喪失)

第10条 助成世帯が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生年度から助成金を受ける資格を喪失する。

(1) 夫婦が離婚したとき。

(2) 夫婦又は夫婦のいずれか一方が他の住宅へ転居したとき。ただし、次条第1項の規定に該当する場合は、この限りでない。

(3) 夫婦又は夫婦のいずれか一方が住民基本台帳法に基づく住民登録を他の市区町村へ異動させたとき。

(4) 第3条第2号から第7号及び同条第9号に規定する助成対象世帯の要件を有しなくなったとき。

(5) 正当な理由なく第12条に規定する届出を怠ったとき。

(6) 偽りその他不正の行為により助成対象世帯となったとき。

(7) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前条第1項に規定する継続手続がない場合、助成世帯は当該更新時の属する年度以後について助成を受ける資格を喪失するものとする。

(転居の場合の継続)

第11条 助成世帯が市内の他の賃貸住宅に転居し、第3条第2号から第7号及び同条第9号に規定する助成対象世帯の要件を満たす場合は、継続してこの要綱による助成を受けることができる。

2 前項の規定に基づき継続して助成を受ける場合は、次条に規定する届出に加え、第5条第1項第3号から第5号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(助成世帯の報告義務)

第12条 助成世帯は、第10条第1項各号に掲げる資格喪失要件に該当した場合及び前条の規定により助成の継続を受ける場合並びにこの要綱に定める提出書類の記載内容に異動等があったときは、赤穂市新婚世帯家賃助成金異動届（様式第10号）に当該異動等を証する書類を添えて、市長に速やかに届け出なければならない。

(助成金の変更及び取消し)

第13条 市長は、前条に規定する届出又は申請内容に変更の届出があったときは、第6条第1

項又は第9条第2項の規定により交付決定した内容について、変更又は取り消すことができる。

2 前項の規定による交付決定の変更又は取消しは、次の各号に掲げる通知書により当該助成世帯に通知するものとする。

(1) 赤穂市新婚世帯家賃助成金交付変更決定通知書（様式第11号）

(2) 赤穂市新婚世帯家賃助成金交付取消決定通知書（様式第12号）

（月額助成金額の変更）

第14条 家賃又は住宅手当の増減若しくは第11条第1項に規定する場合で、月額助成金額の増減を伴うときは、当該変更のあった月から適用する。

2 月額助成金額の増減を伴う場合は、助成世帯は当該年度分の助成金の請求をするまでの間に第12条に規定する異動届を提出しなければならない。

3 助成世帯が前項に規定する期間までに、異動届を提出しない場合は、市長は当該年度分から助成金を支給しないものとする。

（助成金の返還）

第15条 市長は、助成世帯が第10条第1項に規定する資格喪失後も助成金の交付を受け、又は不正に助成金の交付を受けた場合は、助成金の全部又は一部を現金又は赤穂商工会議所が発行する商品券で返還させるものとする。

2 前項に規定する助成金の返還については、赤穂市新婚世帯家賃助成金返還命令書（様式第13号）により助成世帯に通知するものとする。

3 前項の規定により助成金の返還を通知された助成世帯は、市長が定める期限までに助成金を返還しなければならない。

（立入調査等）

第16条 市長は、助成金の適正な執行のため、必要があると認めるときは、助成世帯に対して報告を求め、助成世帯の承諾を得て職員に当該助成世帯の住宅に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対して質問させることができる。

（雑則）

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日（以下「廃止日」という。）限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づいて助成金の交付決定を受けたものに対する助成事業に係る規定については、廃止日後も、なおその効力を有する。

付 則（平成26年3月10日訓令甲第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

改正後の赤穂市新婚世帯家賃助成事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日以降に申請を行った者について適用し、同日前に申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。